

地域生活支援拠点等に関連する加算について（詳細版）

サービス種類	加算名等	加算単位等	算定要件	算定にあたっての留意事項
計画相談支援 障害児相談支援	地域生活支援拠点等 相談強化加算	700単位／回 （短期入所事業所への 受入れ実績（回数）に 応じて、月4回を限 度）	別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者（以下この注において「要支援者」という。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス等基準第114条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。）を利用する場合において、指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス等基準第118条第1項に規定する指定短期入所事業者をいう。）に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供および当該指定短期入所の利用に関する調整（以下「連絡・調整」という。）を行った場合には、当該要支援者1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算する。 【関係告示】平27厚勞告180・第11号 運営規定において、市町村により地域生活支援拠点等として位置づけられていることを定めていること。	（1）趣旨 当該加算は、地域生活支援拠点等の必要な相談機能として、地域の生活で生じる障害者等や家族の緊急事態において、迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所の活用により、地域における生活の安心感を担保することを目的とするものであり、この加算の対象となる事業所については、地域生活支援拠点等であることを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。 （2）算定にあたっての留意事項 当該加算は、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者（以下「要支援者」という。）又はその家族等からの要請に基づき、速やかに指定短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（以下「連絡・調整」という。）を行った場合に利用者1人につき1月に4回を限度として加算するものである。 また、当該加算は、他の指定特定相談支援事業所において指定計画相談支援を行っている要支援者又はその家族等からの要請に基づき連絡・調整を行った場合は算定できない。ただし、当該要支援者が指定短期入所を含む障害福祉サービス等を利用していない場合においては、当該指定特定相談支援事業所によりサービス等利用計画の作成を行った場合は、当該計画作成に係るサービス利用支援費の算定に併せて算定できるものであること。 なお、指定自立生活援助事業所又は指定地域定着支援事業所と一体的に事業を行っている場合であって、かつ、当該指定自立生活援助事業所又は当該指定地域定着支援事業所において当該利用者に係る自立生活援助における緊急時支援加算又は地域定着支援サービス費を算定する場合は、指定特定相談支援事業所において当該加算を算定できないものとする。 （3）手続 当該加算の対象となる連絡・調整を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、連絡・調整を行った時刻及び地域生活支援拠点等相談強化加算の算定対象である旨を記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。
	地域体制強化 共同支援加算	2,000単位/月	別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所の相談支援専門員又は相談支援員が、計画相談支援対象障害者等の同意を得て、当該計画相談支援対象障害者等に対して、当該計画相談支援対象障害者等に指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会（法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。）に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該計画相談支援対象障害者等に対して、指定サービス利用支援を行っている指定特定相談支援事業所において、当該計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。 【関係告示】平27厚勞告180・第12号 イ 運営規定において、市町村により地域生活支援拠点等として位置づけられていることを定めていること。 ロ 拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。ただし、令和9年3月31日までの間において、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、拠点関係機関との連携体制を確保することに代えて、緊急の事態等への対処及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものとする。	（1）趣旨 当該加算は、指定特定相談支援事業所が把握した利用者の個別の課題から地域の課題を抽出し、協議会に参画した上で、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築に向けた検討を推進することを目的とするものであることから、そのことを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。 （2）算定にあたっての留意事項 当該加算は、支援が困難な利用者に対して、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員又は相談支援員と福祉サービスを提供する事業者の職員等（以下「支援関係者」という。）が、会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、協議会に報告を行った場合に加算するものである。 当該加算の対象となる事業所については、以下のいずれかとする。 ① 運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置付けられていることを定めていること。 ② 拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。 また、当該加算で協議会へ報告する事例として想定しているものとしては、利用者の支援に当たり、広く地域の関係者間で検討する必要性がある課題があるものであるため、事例の選定にあたってはその点に留意すること。 なお、当該加算は、支援が困難な利用者に係る支援等を行う指定特定相談支援事業所のみが算定できるものであるが、当該指定特定相談支援事業所の支援に係る業務負担のみを評価するものではなく、その他の支援関係者の業務負担も評価する趣旨のものである。そのため、その他の支援関係者が支援等を行うに当たり要した費用については、指定特定相談支援事業所が負担することが望ましいものであること。 なお、協議会等への報告の内容等詳細については、「（自立支援）協議会の設置・運営ガイドライン」（令和6年3月29日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室）」を参照すること。 （3）手続 当該加算の対象となる会議を行った場合及び利用者に対する説明及び指導等の必要な支援を行った場合は、その内容を記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。

地域生活支援拠点等に関連する加算について（詳細版）

サービス種類	加算名等	加算単位等	算定要件	算定にあたっての留意事項
計画相談支援 障害児相談支援	地域生活支援拠点等 機能強化加算	500単位／月 （拠点コーディネーター1名につき100回／月を上限） ※本加算の算定を希望する場合には、事前にお問い合わせください。	別にことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所において、イの（1）の機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）若しくは（2）の機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ）又はロの（1）の機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ）若しくは（2）の機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅱ）を算定する場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として所定単位数に500単位を加算する。ただし、拠点コーディネーター（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する額の算定に関する基準に基づきことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第180号）第2号のイの（3）に規定する拠点コーディネーターをいう。）1人につき、当該指定特定相談支援事業所並びに当該指定特定相談支援事業所と相互に連携して運営される指定自立生活援助事業者、指定地域移行支援事業者及び指定地域定着支援事業者の事業所の単位において、1月に100回を限度とする。 【関係告示】平27厚労省告180・第2号 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 イ 次の（1）から（3）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 （1） 運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。 （2） 指定障害児相談支援事業者、指定自立生活援助事業者、指定地域移行支援事業者及び指定地域定着支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定計画相談支援の事業と指定障害児相談支援、指定自立生活援助、指定地域移行支援及び指定地域定着支援の事業を同一の事業所において一体的に運営していること。 （3） 市町村及び拠点関係機関の相互の有機的な連携及び調整等の業務に従事する者（以下「拠点コーディネーター」という。）が常勤で1人以上配置されている事業所として市町村長が認めるものであること。 ロ 次の（1）から（3）までに掲げる基準のいずれにも該当するものであること。 （1） イの（1）の基準に適合すること。 （2） 指定計画相談支援の事業及び指定障害児相談支援の事業を同一の事業所において一体的に運営し、かつ他の指定自立生活援助事業者、指定地域移行支援事業者及び指定地域定着支援事業者の事業所と相互に連携して運営していること。 （3） 当該指定特定相談支援事業所が位置付けられている地域生活支援拠点等と連携する拠点関係機関において拠点コーディネーターが常勤で1人以上配置され、かつ、当該拠点コーディネーターと相互に連携している事業所として市町村長が認めるものであること。	（一） 趣旨 当該加算は、障害者等の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域生活障害者等（法第77条第3項に規定する地域生活障害者等をいう。以下同じ。）の緊急時に備えた相談や緊急時の対応、入院・入所からの地域移行の推進等、地域体制の構築を目的とする。 地域生活支援拠点等についての機能強化に資する取組を評価するものである。 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援の全てのサービス（以下「拠点機能強化サービス」と総称する。）を一体的に運営していること又は拠点機能強化サービスに係る複数の事業者が地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営しており、かつ、市町村により地域生活支援拠点等に位置付けられた場合であって、相互の有機的な連携及び調整等の業務に従事する者（以下「拠点コーディネーター」という。）が常勤で1人以上配置されている事業所（拠点コーディネーターが当該事業所以外の拠点関係機関に配置されている場合を含む。以下「拠点機能強化事業所」という。）について加算する。 （二） 拠点コーディネーターの要件及び業務 ア 当該加算については、専ら当該地域生活支援拠点等におけるコーディネート業務に従事することを基本とし、原則として、拠点コーディネーターが他の職務を兼ねることはできない。ただし、障害の特性に起因して生じる事態等における緊急的な支援や、地域生活障害者等の地域移行等に係る支援など、拠点コーディネーターが自ら支援を提供することについて市町村が特に必要と認める場合には、拠点機能強化事業所の他の職務に従事することができるものとす。 なお、拠点コーディネーターの要件及び実施すべき業務については、「地域生活支援拠点・ネットワーク運営推進事業の実施について（令和6年3月29日障発0329第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」を参照すること。 （三） 算定にあたっての留意事項 ア 当該加算については、地域生活支援拠点等に配置された拠点コーディネーター1人当たり、1月につき100回を上限として算定する。この上限については、拠点機能強化事業所の単位における全ての拠点機能強化サービスの算定回数の合計であることから、相互に連携して運営する拠点機能強化事業所については、事前に毎月の算定回数の目安を共有しておくこと。 イ 拠点機能強化事業所は、1月に1回以上の頻度で、拠点コーディネーター及び拠点機能強化事業所の従業者が参加し、当該加算の算定状況の共有に加え、地域生活支援拠点等における機能の整備状況、支援において明らかになった地域課題の抽出及び共有その他地域生活支援拠点等の機能強化を推進するために必要な事項を協議すること。また、その協議内容については、市町村の職員出席や書面の提出等の方法により、市町村と共有すること。 ウ 当該加算の算定に係る事務処理等の詳細については、この通知に定めるもののほか、「地域生活支援拠点等の機能強化について（令和6年3月29日障発0329第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）」を参照すること。
地域移行支援	・障害福祉サービスの体験利用加算（Ⅰ） ・障害福祉サービスの体験利用加算（Ⅱ）	・障害福祉サービスの体験利用加算（Ⅰ） 初日から5日目まで 500単位/日 ＋50単位/日 （拠点等の場合） ・障害福祉サービスの体験利用加算（Ⅱ） 6日から15日目まで 250単位/日 ＋50単位/日 （拠点等の場合）	「障害福祉サービスの体験利用加算（Ⅰ）」については、指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、障害福祉サービスの体験的な利用支援を提供した場合に、体験的な利用支援の提供を開始した日から起算して5日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。 「障害福祉サービスの体験利用加算（Ⅱ）」については、指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、障害福祉サービスの体験的な利用支援を提供した場合に、体験的な利用支援の提供を開始した日から起算して6日15日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。 別に厚生労働省が定める基準に適合しているものとして、都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、「障害福祉サービスの体験利用加算（Ⅰ）」又は「障害福祉サービスの体験利用加算（Ⅱ）」を算定する場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算する。 【関係告示】平30厚労告114・第5号 第4号の規定を準用する。 第4号 次のイ及びロのいずれにも該当する指定地域移行支援事業所であること。 イ 指定基準第27条に規定する運営規程において、当該指定地域移行支援事業所が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。 ロ 指定地域移行支援事業所において、イ又はロを算定する場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算する。	① 地域相談支援報酬告示第1の4の障害福祉サービスの体験利用加算については、障害福祉サービスの利用を希望している者に対し、地域において障害福祉サービスを利用するにあたっての課題、目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置付けて障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合に、利用日数に応じ、算定できるものであること。 また、利用者に対して、委託先の指定障害福祉サービス利用者から障害福祉サービスの体験的な利用に係る一定の支援がなされる場合に、算定を行う。 ② 障害福祉サービスの体験利用加算については、15日を限度として算定できるものであること。なお、当該者に対する地域移行支援の給付決定が、更新された場合においては、当該更新後から15日を限度として算定することに留意すること。 ③ 市町村により、地域生活支援拠点位置付けられていること並びに市町村及び拠点関係機関との連携担当者を1名以上配置していることを都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所の場合、所定の単位数に、さらに50単位を加算する。 なお、市町村が当該指定障害者支援施設等を地域生活支援拠点等として位置付けるに当たっては、地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と指定障害者支援施設等とで事前に協議し、当該指定障害者支援施設等から市町村に対して地域生活支援拠点等の機能の担う届出等を提出した後に、市町村から指定障害者支援施設等に対して地域生活支援拠点等の機能を担うことを通知等により確認するとともに、市町村及び指定障害者支援施設等は、協議会等の協議の場でも共有するなど、地域生活支援拠点等に位置付けられたことを積極的に周知すること。 さらに、連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。

地域生活支援拠点等に関連する加算について（詳細版）

サービス種類	加算名等	加算単位等	算定要件	算定にあたっての留意事項
地域移行支援	・体験宿泊加算（Ⅰ） ・体験宿泊加算（Ⅱ）	・体験宿泊加算（Ⅰ） 単身生活に向けて体験的な宿泊を行った場合 300単位/日 +50単位/日 （拠点等の場合） ・体験宿泊加算（Ⅱ） 夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援が必要な場合であって、当該体験宿泊場所に夜間支援従事者を配置または少なくとも一晩につき複数回以上、当該体験宿泊場所への巡回による支援を行った場合 700単位/日 +50単位/日 （拠点等の場合）	「体験宿泊加算（Ⅰ）」については、指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、障害福祉サービスの体験的な宿泊支援を提供した場合に、「体験宿泊加算（Ⅰ）」及び「体験宿泊加算（Ⅱ）」を合計して15日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。 「体験宿泊加算（Ⅱ）」については、指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、障害福祉サービスの体験的な宿泊支援を提供し、かつ、当該地域相談支援給付決定障害者の心身の状況に応じ、当該地域相談支援給付決定障害者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行った場合に、「体験宿泊加算（Ⅰ）」及び「体験宿泊加算（Ⅱ）」を合計して15日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。 別に厚生労働省が定める基準に適合しているものとして、都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、「体験宿泊加算（Ⅰ）」又は「体験宿泊加算（Ⅱ）」を算定する場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算する。 【関係告示】平30厚労告114・第5号 第4号の規定を準用する 第4号 次のイ及びロのいずれにも該当する指定地域移行支援事業所であること。 イ 指定基準第27条に規定する運営規程において、当該指定地域移行支援事業所が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。 ロ 指定地域移行支援事業所の従業者のうち、市町村及び関係機関（法第77条第3項第1号に規定する関係機関をいう。）との連携及び調整に従事する者を1以上配置していること。	① 地域相談支援報酬告示第1の5の体験宿泊加算については、単身での生活を希望している者に対し、単身での生活に向けた課題、目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置付けて、体験的な宿泊支援を行った場合に算定できるものであること。 なお、家族等との同居を希望している者に対しては、当該支援を行うことが有効であると認められる場合には、算定して差し支えない。ただし、家族等が生活する場所において体験的に宿泊を行う場合を除く。 また、体験的な宿泊支援については、指定障害福祉サービス事業者に委託できるが、当該委託による場合であっても、指定地域移行支援事業者が、委託先の指定障害福祉サービス事業者と緊急時の対応等のための常時の連絡体制を確保して行うこと。 ② 共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助サービス費及び外部サービス利用型共同生活援助サービス費に係る体験的な入居共同生活援助に係る共同生活住居への入居を希望している者に対する体験的な利用であり、支援の目的が異なるものであるため、利用者に対して各制度の支援の目的を説明し、利用者の意向を確認すること。 ③ 体験宿泊加算の日数については、利用開始日及び終了日の両方を算定できるものであること。なお、体験宿泊加算（Ⅰ）については、利用者が、地域相談支援基準第23条第1項に規定する要件を満たす場所（以下「体験宿泊場所」という。）において、地域での居宅生活を体験するための宿泊によらない一時的な滞在に係る支援を行う場合についても算定して差し支えない。 ④ 施設入所者の体験的な宿泊については、施設入所支援の外泊に位置付けられるものとし、入院・外泊時加算の算定が可能なものであるが、体験的な宿泊支援の開始日及び終了日については、施設入所支援サービス費を併せて算定できるものであること。 ⑤ 体験宿泊加算（Ⅱ）については、体験的な宿泊支援を利用する者の状況に応じて、夜間及び深夜の時間帯を通じて見守り等の支援が必要な場合であって、当該体験宿泊場所に夜間支援従事者を配置又は少なくとも一晩につき複数回以上、当該体験宿泊場所への巡回による支援を行った場合に算定できるものであること。なお、夜間支援従事者は、別途、指定居宅介護事業者等に夜間における支援のみを委託する場合であっても差し支えない。夜間支援従事者は、利用者の状況に応じて見守り等の支援を行うほか、指定地域移行支援事業者との密接な連携の下、緊急時の対応等を適切に行うこと。 ⑥ 体験宿泊加算については、15日を限度として算定できるものであること。なお、当該者に対する地域移行支援の給付決定が更新された場合においては、当該更新後から再度15日を限度として算定することに留意すること。 ⑦ 市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所の場合、イ又はロに定める単位数に、さらに50単位を加算するものであり、「留意事項通知（平18障発1031001 第三の1（7）③）」を準用する。

地域生活支援拠点等に関連する加算について（詳細版）

サービス種類	加算名等	加算単位等	算定要件	算定にあたっての留意事項
日中活動系サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）	・障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ） ・障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）	・障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ） 初日から5日目まで 500単位/日 +50単位/日 （拠点等の場合） ・障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ） 6日から15日目まで 250単位/日 +50単位/日 （拠点等の場合）	「障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）」及び「障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）」については、指定障害者支援施設等において、指定生活介護を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業員が、次の①又は②のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数を加算する。 ① 体験的な利用支援の利用の日において、昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合 ② 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の援助を行った場合 「障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）」については、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して5日以内の期間について算定する。 「障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）」については、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について算定する。 「障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）」又は「障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）」が算定されている指定障害者支援施設等が、別に厚生労働省が定める基準に適合しているものとして、都道府県知事に届け出た場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算する。 【関係告示】平18厚労告551・第6号・リ 次の（1）及び（2）のいずれにも該当する指定障害者支援施設等であること。 （1） 指定障害者支援施設基準第41条に規定する運営規程において、当該障害者支援施設等が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。 （2） 指定障害者支援施設等の従業員のうち、市町村及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者を1以上配置していること。	（一）報酬告示第6の13の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、指定障害者支援施設等における指定生活介護等の利用者が、地域生活への移行に向けて指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合であって、指定障害者支援施設等の従業員が以下のいずれかの支援を行う場合に、体験的な利用支援の日数に応じて所定の単位数を加算するものとする（当該支援を行った場合には当該支援の内容を記録すること。）。 ア 体験的な利用支援の利用日に当該指定障害者支援施設等において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合 イ 以下に掲げる体験的な利用支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合 （i） 体験的な利用支援を行うに当たっての指定地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整 （ii） 体験的な利用支援を行った際の状況に係る指定地域移行支援事業者との情報共有や当該状況を踏まえた今後の支援方針の協議等 （iii） 利用者に対する体験的な利用支援を行うに当たっての相談援助 なお、指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援の利用日については、当該加算以外の指定生活介護等に係る基本報酬等は算定できないことに留意すること。また、当該加算は、体験利用日に算定することが原則であるが、上記イの支援を、体験利用日以前に行った場合には、利用者が実際に体験利用した日の初日に算定して差し支えない。 （二）障害福祉サービスの体験利用支援加算については、市町村により地域生活支援拠点等に位置づけられていること並びに市町村及び拠点関係機関との連携担当者を1名以上配置していることを都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、1日につき所定単位数にさらに50単位を加算する。なお、市町村が当該指定障害者支援施設等を地域生活支援拠点等として位置付けるに当たっては、地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と指定障害者支援施設等とで事前に協議し、当該指定障害者支援施設等から市町村に対して地域生活支援拠点等の機能を担う届出等を提出した後に、市町村から指定障害者支援施設等に対して地域生活支援拠点等の機能を担うことを通知等により確認するとともに、市町村及び指定障害者支援施設等は、協議会等の協議の場で共有するなど、地域生活支援拠点等に位置付けられたことを積極的に周知すること。さらに、連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。
	緊急時受入加算	100単位/日	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、1日につき所定単位数を加算する。 【関係告示】平18厚労告551・第6号・ル 次の（1）及び（2）のいずれにも該当する指定生活介護事業所等であること。 （1） 指定障害福祉サービス基準第89条及び指定障害者支援施設基準第41条に規定する運営規程において、当該指定生活介護事業所等が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。 （2） 指定生活介護事業所等の従業員のうち、市町村及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者を1以上配置していること。	報酬告示第6の13の7の緊急時受入加算については、以下のとおり取り扱うこととする。 ア 市町村により地域生活支援拠点等として位置づけられている事業所であること。位置付けるに当たっては、地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と事業所とで事前に協議し、当該事業所から市町村に対して地域生活支援拠点等の機能を担う届出等を提出した後に、市町村から事業者に対して地域生活支援拠点等の機能を担うことを通知等により確認すること。市町村及び事業者は、協議会の協議の場で共有するなど、地域生活支援拠点等に位置付けられたことを積極的に周知すること。 イ 拠点関係機関との連携担当者を1名以上置くこと。担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。 ウ 当該加算は、当該事業所の利用者に係る障害の特性に起因して生じた等の緊急の事態において、日中の支援に引き続き、夜間に支援を実施した場合に限り算定できるものであり、指定短期入所等のサービスを代替するものではないことに留意すること。 エ 当該加算を算定するに当たっては、当該事業所に滞在するために必要な就寝設備を有していること及び夜間の時間帯を通じて1人以上の職員が配置されていること。

地域生活支援拠点等に関連する加算について（詳細版）

サービス種類	加算名等	加算単位等	算定要件	算定にあたっての留意事項
施設入所支援	地域移行促進加算（Ⅰ）	120単位/月	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等に入所する利用者が、指定地域移行支援の体験的な宿泊支援を利用する場合において、当該指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、体験的な宿泊支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合に、所定単位数に代えて算定する。 【関係告示】平18厚労告551・第9号・ホ第6号リの規定を準用する。 第6号リ 次の（1）及び（2）のいずれにも該当する指定障害者支援施設等であること。 （1）指定障害者支援施設基準第41条に規定する運営規程において、当該障害者支援施設等が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。 （2）指定障害者支援施設等の従業者のうち、市町村及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者を1以上配置していること。	（一）報酬告示第9の8の2のイの地域移行促進加算（Ⅰ）については、市町村により地域生活支援拠点等に位置づけられていること並びに市町村及び拠点関係機関との連携担当者を1名以上配置していることを都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において算定するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。 ア 施設障害福祉サービス計画に基づき、以下に掲げる体験的な宿泊支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合に算定するものであること（当該支援を行った場合には当該支援の内容を記録すること。）。 イ 体験的な宿泊支援を行うに当たっての指定地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整 （イ）体験的な宿泊支援を行った際の状況に係る指定地域移行支援事業者との情報共有や当該状況を踏まえた今後の支援方針の協議等 （ウ）利用者に対する体験的な宿泊支援に係る相談援助 エ 地域移行促進加算（Ⅰ）については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号。以下「地域相談支援報酬告示」という。）第1の5の体験宿泊加算を算定している期間に限り、1日につき所定単位数に代えて算定できるものであること。 地域移行促進加算（Ⅰ）の算定期間中にある場合は、施設入所支援の外泊に位置付けられるものとし、入院・外泊時加算を併せて算定できるものであること。なお、外泊の期間に初日及び最終日は含まないで、体験的な宿泊支援の利用開始日及び終了日は地域移行促進加算（Ⅰ）を算定しないものであること。 ウ 地域移行促進加算（Ⅰ）を算定する日においては、特定障害者特別給付費（補足給付）の算定が可能であること。 エ 市町村が当該指定障害者支援施設等を地域生活支援拠点等として位置付けるに当たっては、地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と指定障害者支援施設等とで事前に協議し、当該指定障害者支援施設等から市町村に対して地域生活支援拠点等の機能を担う届出等を提出した後に、市町村から指定障害者支援施設等に対して地域生活支援拠点等の機能を担うことを通知等により確認するとともに、市町村及び指定障害者支援施設等は、協議会等の協議の場で共有するなど、地域生活支援拠点等に位置付けられたことを積極的に周知すること。さらに、連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。 （二）報酬告示第9の8の2のロの地域移行促進加算（Ⅱ）については、地域生活支援拠点等と連携の上、以下に例示するような地域生活への移行に向けた支援（宿泊を伴わないものに限る。）を、指定障害者支援施設の職員が同行した上で実施した場合に加算するものであること。指定障害者支援施設の昼間実施サービスの時間帯に入所者に対して実施したものにについても加算の対象とする。 （例）・共同生活援助事業所や、生活介護等（障害者支援施設と併設しているものは除く）の通所事業所への見学や事業所内での食事の体験・地域の活動（自治会等の地域様々な主体が開催する催し等）への参加・現に1人暮らしをしている障害者の生活状況の見学・買い物や公共交通機関の利用等の地域の暮らしを想定した体験
	地域移行促進加算（Ⅱ）	60単位/月	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等に入所する利用者に対して、地域生活への移行に向けた支援（宿泊を伴わないものに限る。）を実施した場合に、1月に3回を限度として所定単位数を算定する。 【関係告示】平18厚労告551・第9号・ホ第6号リの規定を準用する。 第6号リ 次の（1）及び（2）のいずれにも該当する指定障害者支援施設等であること。 （1）指定障害者支援施設基準第41条に規定する運営規程において、当該障害者支援施設等が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。 （2）指定障害者支援施設等の従業者のうち、市町村及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者を1以上配置していること。	

地域生活支援拠点等に関連する加算について（詳細版）

サービス種類	加算名等	加算単位等	算定要件	算定にあたっての留意事項
訪問系サービス 事業所 （居宅介護、重 度訪問介護、同 行介護、行動援 護、重度障害者 等包括支援）	緊急時対応加算	100単位／回 （利用者1人につき月 2回を限度） +50単位／回 （拠点等の場合）	〔緊急時対応加算〕 「居宅における身体介護が中心である場合」及び「通院等介助（身体介護を伴う場 合）が中心である場合」については、利用者又はその家族等からの要請に基づき、 指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者が計画等の変更を行い、当該指定居宅 介護事業所等の居宅介護従業者が当該利用者の居宅介護計画において計画的に訪問 することとなっていない指定居宅介護等を、緊急に行った場合にあっては、利用 者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき100単位を加算する。 〔地域生活支援拠点等の場合〕 「緊急時対応加算」が算定されている指定居宅介護事業所等が、別にことも家庭庁 長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、都道府県知事 又は市町村長に届け出た場合に、更に1回につき所定単位数に50単位を加算す る。 【関係告示】平18厚労告551・第1号 次の（1）及び（2）のいずれにも該当する指定居宅介護事業所等であること。 （1） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指 定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第31条に規定す る運営規程において、当該指定居宅介護事業所等が市町村により地域生活支援拠点 等として位置付けられていることを定めていること。 （2） 指定居宅介護事業所等の従業者のうち、市町村及び法第77条第3項第1号 に規定する関係機関との連携及び調整に従事する者を1人以上配置していること。	（一） 「緊急に行った場合」とは、居宅介護計画に位置付けられていない居宅介護（身体介護が中心である場合及び通院 等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合に限る。）を、利用者又はその家族等から要請を受けてから24時間以 内に行った場合をいうものとする。 （二） 当該加算は、1回の要請につき1回を限度として算定できるものとする。 （三） 当該加算の対象となる居宅介護の所要時間については、「留意事項通知（平18障発1031001 第二の2（1） ①・③）」の規定は適用されないものとする。したがって、所要時間が20分未満であっても、30分未満の身体介護中心型 の所定単位数の算定及び当該加算の算定は可能であり、当該加算の対象となる 居宅介護と当該居宅介護の前後に行われ た居宅介護の間隔が2時間未満であった場合であっても、それぞれの所要時間に応じた 所定単位数を算定する（所要時間 を合算する必要はない）ものとする。 （四） 緊急時対応加算の対象となる指定居宅介護等の提供を行った 場合は、指定障害福祉サービス基準第 19 条に基 づき、要請のあった時間、要請の内容、当該居宅介護の提供時刻及び緊急時対応 加算の算定対象である旨等を記録する ものとする。 （五） 市町村により地域生活支援拠点等（法第77条第4項に規定する地域生活支援拠点等をいう。以下同じ。）として 位置付けられていること並びに市町村及び法第77条第3項第1号に規定する関係機関（以下「拠点関係機関」という。） との連携及び調整に従事する者（以下「連携担当者」という。）を1名以上配置している ことを都道府県知事又は市町村 長に届け出た指定居宅介護事業 所等の場合、1回につき定める単位数に、さらに50単位を加算 するものとする。 なお、市町村が当該事業所を地域生活支援拠点等として位置付けるに当たっては、 地域生活支援拠点等の整備主体であ る市町村と事業所とで事前に協議し、当該事業所から市町村に対して地域 生活支援拠点等の機能を担う届出等を提出し た後に、市町村から 事業者に対して地域生活支援拠点等の機能を担うことを通知等 により確認するとともに、市町村及 び事業者は、協議会（法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）等の協議の場 で共有するなど、地域生 活支援拠点等に位置付けられたことを積極的に周知すること。 さらに、連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機 能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、 行政機関や3の(7)の5の(一)に規定する拠点 コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る 会議体や協議会へ積極的に参画する こと。
自立生活援助	・緊急時支援加算（Ⅰ） ・緊急時支援加算（Ⅱ）	・緊急時支援加算 （Ⅰ） 居宅等への訪問又は一 時的な滞在による支援 を行った場合 711単位／日 +50単位／日 （拠点等の場合） ・緊急時支援加算 （Ⅱ） 電話による相談援助を 行った場合 94単位／日	「緊急時支援加算（Ⅰ）」については、指定自立生活援助事業者が、利用者に対し て、当該利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必 要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜 に速やかに当該利用者の居宅等への訪問又は一時的滞在による支援を行った場 合に、1日につき所定単位数を加算する。 「緊急時支援加算（Ⅰ）」が算定されている指定自立生活援助事業所が、別に厚生 労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た場合 に、更に1日につき、所定単位数に50単位を加算する。 【関係告示】平18厚労告551・第15号・ロ 次の（1）及び（2）のいずれにも該当する指定自立生活援助事業所であること。 （1） 指定障害福祉サービス基準第206条の20において準用する指定障害福祉 サービス基準第206条の10に規定する運営規程において、当該指定自立生活援助 事業所が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めて いること。 （2） 指定自立生活援助事業所の従業者のうち、市町村及び法第77条第3項第1 号に規定する関係機関との連携及び調整に従事する者を1人以上配置していること。 「緊急時支援加算（Ⅱ）」については、指定自立生活援助事業者が、利用者に対し て、当該利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必 要な事態が生じた場合において、当該利用者その家族等からの要請に基づき、深夜 に電話による相談援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。た だ、この場合において、「緊急時支援加算（Ⅰ）」を算定している場合は、加算し ない。	報酬告示第14の3の6の緊急時支援加算については、利用者の 障害の特性に起因して生じうる緊急時の対応について は、あらかじ め利用者又はその家族等との話し合いにより申し合わせておくこと。 （一） 報酬告示第 14 の3の6のイの緊急時支援加算（Ⅰ）については、緊急に支援が必要な事態が生じた場合におい て、利用者又は その家族等からの要請に基づき、深夜(午後10時から午前6時までの時間をいう。以下、この⑨の(二) において同じ。)に速やかに訪 問又は一時的な滞在による支援を行った場合に算定できるものであること。 （二） 報酬告示第 14の3の6のロの緊急時支援加算（Ⅱ）については、緊急に支援が必要な事態が生じた場合におい て、利用者又は その家族等からの要請に基づき、深夜に電話による相談援助を行った場合に算定できるものであるこ と。ただし、緊急時支援加算（Ⅰ）を算定する場合は、当該緊急時支 援加算は算定できないこと。 （三） 緊急時支援を行った場合は、指定障害福祉サービス基準第206条の20において準用する指定障害福祉サービス 基準第19条に基づき、要請のあった時間、要請の内容、当該支援の提供時刻及び緊急時支援加算の算定対象である旨等 を記録するものとする。 （四） 一時的な滞在による支援は、宿泊によらない一時的な滞在による場合についても算定できるものであること。また 、一時的な滞在による支援は、宿泊日及び退所日の両方を算定できるものであること。 （五） 一時的な滞在による支援は、短期入所サービスの支給決定を受けている障害者の場合であっても、身近な地域の 短期入所事業所 が満床である等やむを得ない場合においては、算定できるものであること。 （六） 市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていること並びに市町村及び拠点関係機関との連携担当者 を1名以上配置していることを都道府県知事に届け出た指定自立生活援助 事業所の場合、1に定める単位数に、さらに 50単位を加算する ものとする。 なお、市町村が当該指定自立生活援助事業所を地域生活支援拠点等として位置付けるに当たっては、地域生活支援拠点 等の整備主体である市町村と指定自立生活援助事業所とで事前に協議し、当該指定自立生活援助事業所から市町村に対 して地域生活支援拠点等の機能を担う届出等を提出した後に、市町村から 指定自立生活援助事業所に対して地域生活支 援拠点等の機能を担うことを通知等により確認するとともに、市町村及び指定自立生活援助事業所は、協議会等の協議の場 で共有するなど、地域生活支援拠 点等に位置付けられたことを積極的に周知すること。 さらに、連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能 を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、 行政機関や拠点コーディネーターとの日常的 な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。

地域生活支援拠点等に関連する加算について（詳細版）

サービス種類	加算名等	加算単位等	算定要件	算定にあたっての留意事項
地域定着支援	・緊急時支援費（Ⅰ） ・緊急時支援費（Ⅱ）	・緊急時支援費（Ⅰ） 居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合 734単位／日 ＋50単位／日 （拠点等の場合） ・緊急時支援費（Ⅱ） 深夜（午後10時から午前6時まで）に電話による相談援助を行った場合 98単位／日	「緊急時支援費（Ⅰ）」については、指定地域定着支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合に、おいて、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域定着支援事業所において、「緊急時支援費（Ⅰ）」を算定する場合に、更に1日につき書体単位数に50単位を加算する。 【関係告示】平30厚労告114・第7号 第4号の規定を準用する。 第4号 次のイ及びロのいずれにも該当する指定地域移行支援事業所であること。 イ 指定基準第27条に規定する運営規程において、当該指定地域移行支援事業所が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。 ロ 指定地域移行支援事業所の従業者のうち、市町村及び関係機関（法第77条第3項第1号に規定する関係機関をいう。）との連携及び調整に従事する者を1以上配置していること。 「緊急時支援費（Ⅱ）」については、指定地域定着支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合に、おいて、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時まで）の時間をいう。）に電話による相談援助を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。ただし、この場合において、「緊急時支援費（Ⅰ）」を算定している場合は、算定しない。	① 緊急時支援費に係る利用者の障害の特性に起因して生じうる緊急時の対応については、あらかじめ利用者又はその家族等との話し合いにより申し合わせておくこと。 ② 地域相談支援報酬告示第2の1のロの(1)の緊急時支援費(Ⅰ)については、緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に算定できるものであること。 ③ 地域相談支援報酬告示第2の1のロの(2)の緊急時支援費(Ⅱ)については、緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時までの時間をいう。）に電話による相談援助を行った場合に算定できるものであること。ただし、緊急時支援費(Ⅰ)を算定する場合は、当該緊急時支援費は算定できないこと。 ④ 緊急時支援を行った場合は、地域相談支援基準第45条において準用する地域相談支援基準第15条に基づき、要請のあった時間、要請の内容、当該支援の提供時刻及び緊急時支援費の算定対象である旨等を記録するものとする。 ⑤ 一時的な滞在による支援は、宿泊によらない一時的な滞在による場合についても算定できるものであること。また、一時的な滞在による支援は、宿泊日及び退所日の両方を算定できるものであること。 ⑥ 一時的な滞在による支援は、短期入所サービスの支給決定を受けている障害者の場合であっても、身近な地域の短期入所事業所が満床である等やむを得ない場合においては、算定できるものであること。 ⑦ 市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていること並びに市町村及び拠点関係機関との連携担当者を1名以上配置していることを都道府県知事に届け出た指定地域定着支援事業所の場合、イに定める単位数に、さらに50単位を加算するものとする。 なお、市町村が当該指定地域定着支援事業所を地域生活支援拠点等として位置付けるに当たっては、地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と指定地域定着支援事業所とで事前に協議し、当該指定地域定着支援事業所から市町村に対して地域生活支援拠点等の機能を担う届出等を提出した後に、市町村から指定地域定着支援事業所に対して地域生活支援拠点等の機能を担うことを通知等により確認するとともに、市町村及び指定地域定着支援事業所は、協議会等の協議の場で共有するなど、地域生活支援拠点等に位置付けられたことを積極的に周知すること。 さらに、連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。
短期入所	地域生活支援拠点等である場合の加算	利用者に対し、指定短期入所等或利用を開始した日について所定単位数に加算 ＋100単位 ／利用開始日のみ 指定障害者サービス事業所等、医療機関、市町村、基幹相談支援センター、その他の関係機関との連携及び調整に従事する者を配置し、医療的ケア児者、重症心身障害児者または行動関連項目合計点数が10点以上である者を支援した場合はさらに加算 ＋200単位	別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所又は共生型短期入所事業所（以下「指定短期入所事業所等」という。）において、利用者に対し、指定短期入所又は共生型短期入所（以下「指定短期入所等」という。）を行った場合に、当該指定短期入所等或利用を開始した日について、所定単位数に100単位を加算する。この場合において、平時から利用者の生活の状況等を把握するため、指定短期入所事業所等の従業者のうち、市町村及び法第77条第3項第1号に規定する関係機関との連携及び調整に従事する者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た上で、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対し、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等或利用を開始した日について、更に所定単位数に200単位を加算する。 【関係告示】平18厚労告551・第七号・二 指定障害福祉サービス基準第123条に規定する運営規程において、当該指定短期入所事業所等が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。 【関係告示】平18厚労告556・第5号の8 次のいずれかに該当する者 (1) スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であり、かつ、区分1又は障害児支援区分1以上に該当する者 (2) 重度の知的及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者及び重症心身障害児 (3) 区分命令第1条第1項に規定する障害支援区分認定調査の結果に基づき、行動関連項目について、「平18厚労告556・第1号の2別表第2」に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同票の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が10点以上である障害者又はこれに準する者	市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所又は共生型短期入所事業所の場合、指定短期入所等或利用開始日について、1日につき定める単位数に、さらに100単位を加算するものとする。指定障害福祉サービス事業所等、医療機関、市町村、基幹相談支援センター、その他の関係機関との連携及び調整に従事する者を配置し、医療的ケア児者、重症心身障害児者または、行動関連項目合計点数が10点以上である者（障害児にあっては、子ども家庭庁長官が定める児童等（厚生労働省告示第270号）の第1号の7に規定する強度行動障害判定基準表の点数の合計が20点以上であると市町村が認めた障害児）を支援した場合は、さらに200単位を加算するものとする。 なお、市町村が当該事業所を地域生活支援拠点等として位置付けるに当たっては、地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と事業所とで事前に協議し、当該事業所から市町村に対して地域生活支援拠点等の機能を担う届出等を提出した後に、市町村から事業者に対して地域生活支援拠点等の機能を担うことを通知等により確認するとともに、市町村及び事業者は、協議会等の協議の場で共有するなど、地域生活支援拠点等に位置付けられたことを積極的に周知すること。 さらに、連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。